



発行所

一般社団法人
 全日本木材市場連盟
 編集・発行人 小合信也
 東京都文京区後楽1-7-12
 〒112-0004 林友ビル6階
 電話 03(3818)2906
 FAX 03(3818)2907
 毎月1回1日発行
 定価・年3,000円
 (会員は会費に含まれています。)

■第48回JAS製材品普及
 展示

1. (岡山会場) (株)津山総合木材市場
 第48回JAS製材品普及展示会が9月3日(木)、(株)津山総合木材市場(木下恒久社長)で開催された。展示会には、8社から50㎡のJAS製材品が出品された。新型コロナウイルス禍の中、感染予防対策を徹底し、四国等からの買い方様も来場して、競りが行われた。同審査会は、前日の2日(水)に開催され、信田聡審査委員長をはじめとする審査員による厳正な審査が行われた。その結果、出



「審査委員会の様子」



「JAS 展示即売会の様子」



「審査・計測の様子」

品8社中、3社が減点なしの百点満点という高評価を得た。(株)津山総合木材市場並びに津山会場での審査会に御出席いただいた信田聡審査委員長等審査委員、岡山県、消費技術センター(神戸センター)及び全木研を始めとする関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。なお、別途、岡山県独自の取組として、高得点の出品者3社(院庄林業(株)、山下木材(株)及び牧野木材工業(株))に対して、岡山県知事賞が贈られることとなった。

2. (愛知会場) (株)東海木材相互市場大口市場

9月17日(木)及び18日(金)には、(株)東海木材相互市場大口市場において、JAS製材品の審査会、展示会が開催された。17日の審査会は、17社から出品された161㎡の製材品を対象に、信田聡委員長等審査員による厳正な審査が行われた、出品17社中、百点満点が8社という極めて優秀な評価を得た。(株)東海木材相互市場大口市場並びに愛知会場での審



「審査・計測の様子」

査会に御出席いただいた信田聡審査委員長等審査委員、愛知県、消費技術センター(名古屋センター)及び全木研を始めとする関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。また、当日は、JAS製材品を始めとして、東濃ヒノキ等の優良製材品並びに原木の市売りも行われ、多くの買い方様が訪れ、活況を呈した。なお、JA



「展示会の様子」



「審査委員会の様子」

S製材品、CLT及びこだわりの銘木を多用した、昨年完成した新社屋が、来場者の注目を集めた。是非、一度、見学されることをお勧めします。



「大口市場社屋」

■大分県フォーラム開催

令和2年9月11日(金)、大分市「大分センチュリーホテル」において、大分県SCM推進フォーラム令和2年度第1回情報交換会が開催された。当日のフォーラムには、事務局を務める大分県造林素材生産事業協同組合をはじめ、素材生産業者、森林組合、製材業者、製品市場、プレカット工場、運送業者、大工工務店及び設計事務所に加え、大分県、県森連、県木協連、NPO活木活木森ネットワーク遠藤日雄理事長、日本木材総合情報センター及び全市連等28名が出席し、加えて林野庁木材産業課等がWebにより参加した。衛藤正明会長(県造生協理事長)、林野庁高木課長補佐等の挨拶の後、議事に入り、①令和2年度フォー

ラムについて、②令和2年度事業について、③参考資料説明、④情報交換が行われた。情報交換会では、住宅ポイント制、トラック輸送、プレカット業況、木材市況、出材状況、一般流通材活用、大型パネル工法、安定供給につながるSC構築への期待等川上、川中、川下から様々な意見・情報が活発に提供された。



「大分県フォーラムの様子」



「Web参加の様子」

■令和元年度森林林業白書 トピックス(抄) 2

1. 森林経営管理制度、森林環境譲与税のスタート及び国有林野管理経営法の改正

国内の森林は、戦後、高度経済成長期にかけて植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、「伐って、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に突入しました。このような中、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことを目指し、平成31(2019)年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。森林経営管理制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくものです。また、平成31(2019)年3月には、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林整備等の新たな財源として、同年9月より全ての市町村と都道府県に対する森林環境譲与税の譲与が始まりました。さらに、近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の各年度における森林環境譲与税の譲与額を前倒し

で増額することとなりました。森林経営管理制度と併せて、森林環境譲与税を活用することで、これまで手を入れることができなかった森林の整備等が進展することが期待されます。森林経営管理制度の初年度にあたる令和元(2019)年度から、森林の経営管理の状況や今後の意向を森林所有者に確認する意向調査の実施を中心に、各地で地域の実情に応じた取組が展開されつつあります。令和元(2019)年6月には、埼玉県秩父市が全国初となる経営管理権集積計画(2件、3.88ha)を公告し、市が森林所有者から森林の経営管理を行う権利(経営管理権)を取得しました。既に、林業経営に適した森林については林業経営者への再委託(経営管理実施権の設定)が行われ、林業経営に適さない森林については森林環境譲与税を活用した森林整備が行われています。また、秩父地域では、秩父市が中心となって、1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)、県、森林組合、木材協同組合等からなる「秩父地域森林林業活性化協議会」を活用し、森林経営管理制度に係る取組等を進めています。このほかの市町村においても、森林環境譲与税を活用した森林整備が始まっています。兵庫県養父市では、森林組合と連携し、経営管理の委託を希望する森林所有者から申出をしてもらうことで、市が経営管理権を取得し、森林環境譲与税を使った間伐に新たに取り組んでいます。和歌山県かつらぎ町では、独自の補助制度を創設し、木材搬出が困難な森林での間伐や災害等で不通となった作業道の復旧等について支援すること

で、間伐等を進めています。また、都道府県においても、森林環境譲与税を活用した市町村支援等に取り組んでいます。島根県では、新たに「森林経営推進センター」を設立し、県内市町村における森林整備に係る技術的な業務を効率的にサポートしています。林野庁では、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備等が円滑に進むよう、取組の中心を担っていく市町村の実施体制の確保に向け、地域林政アドバイザー制度の活用による林業技術者の確保や、実務研修の実施による林務担当者の育成等を通じて、市町村の支援に取り組んでいます。

さらに、森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成を後押しする新たな仕組みとして、令和元(2019)年6月5日に「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和2(2020)年4月から施行されることとなり、国有林野の一定区域において、木材需要者と連携した上で、一定期間・安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」が創設されました。樹木採取権の設定を受けた者(樹木採取権者)は、樹木採取区として指定された国有林野に生育している樹木を、一定期間、安定的に採取することが可能となり、長期的な事業の見通しを立てられることで、計画的な雇用や林業機械の導入が進展し、経営基盤の強化につながることを期待されています。また、樹木の採取跡地における植栽については、従来どおり国が確実に実施しますが、採取と植栽を一体的に行うことが効率的であるため、樹木採取権者が伐採と併せて植栽の作業を行う仕

組みとされています。国有林における森林経営管理制度及び森林環境譲与税に加え、国有林における樹木採取権制度を活用しながら、森林整備が適切に進展するよう林野庁としても後押ししていきます。

2. スマート林業のフル活用を始めとした「林業イノベーション」の推進

我が国における人口減少・少子高齢化の急速な進展は、これまで世界的にも前例がないものであり、我が国の経済・社会が直面する最大の壁となっています。特に、林業が営まれていた山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の不足といった問題が顕在化しています。山村地域に人が住み続け、森林を育てることができるよう、林業の成長産業化を図ることが重要です。しかし、日本の厳しい地形条件、夏場の下刈りなどに起因する「きつい・危険・高コスト」の3K林業といった現状や、記憶・経験に頼る作業が多いことなど、労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題が生じています。このような状況の中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元(2019)年6月21日閣議決定)において、課題先進国として課題解決のモデルを提供し、世界をリードしていくよう、具体的な施策を含めた先端技術の活用に取り組むこととしています。また、林野庁では、同年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムを策定しました。これらに基づ

き、林業・木材産業の成長産業化に向け、セルロースナノファイバー(CNF)の研究開発、高精度な資源情報を活用した森林管理、AIを組み込んだ自動化機械の開発、情報通信技術(以下「ICT」という)による木材の生産管理等によるスマート林業等の「林業イノベーション」を推進することとしています。林野庁では、平成30(2018)年度からICT等の先進的な技術を現場レベルで活用する実践的取組を支援し、各実践地域の3年間の事業計画に基づいて、スマート林業の構築を推進しています。各実践地域においては、航空レーザ計測等による森林資源や森林境界の把握、路網設計支援ソフトの導入、スマートフォンを活用した木材検取システムの活用、ICT

生産管理システムの開発、クラウドを活用した需給マッチング支援システムの構築等の様々な取組が進められています。これらのICTを活用した地域の取組を引き続き支援し成果の普及を図るとともに、リモートセンシング技術を活用した造林手法の実践や、国有林のフィールドを活用した先進的な技術の実証・導入を図ります。また、造林から収穫までを一代で可能とし造林投資の早期回収が期待できる、成長に優れた早生樹やエリートツリーの利用拡大、生産性や安全性の向上を目指す伐採等の無人化・自動化に向けた機械の開発や、林業の枠を超え、化石燃料由来のプラスチックを代替できる改質リグニンなど木材の新たな需要を創出する木質系新素材の開発等を推進します。スマート林業のフル活用を始めとする、これらの「林業イノベーション」の

取組を通じ、デジタル管理・ICTを駆使した林業、安全で高効率な自動化機械による林業、造林コストが低く収穫サイクルが短い林業を定着させることを目指します。将来的には、スマート林業等の導入による林業収益性の飛躍的な向上や、自動化機械により伐採等の危険な作業を根絶することで、3K林業のイメージを払拭し、林業を若者や女性にとって魅力ある産業にしていきます。

令和元年木質バイオマスエネルギー利用動向調査

「エネルギー」として利用された木質バイオマスのうち、木材チップの量は942万3千tで、前年に比べ1・3%増加し、

令和2年8月31日、農林水産省は、2019年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果を公表した。調査結果の概要は、次のとおり。

令和元年にエネルギーとして利用された木質バイオマスのうち、木材チップの量は942万3、386tとなり、前年に比べ11万9、070t、1・3%増加した。

このうち、「間伐材・林地残材等」に由来する木材チップは302万9、178tで、前年に比べ28万4、404t、10・4%の増加、「製材等残材」に由来する木材チップは171万1、924tで前年に比べ5・3%の減少、「建設資材廃棄物」に由来する木材チップは406万3、912tで前年に比べて1・1%の減少となった。FITで32円/KWhが適用されている「間伐材・林地残

表 事業所内で利用した木材チップの由来別利用量 (全国)

区分	平成30年	令和元年	対前年差	対前年比
	t	t	t	%
木材チップ計	9,304,316	9,423,386	119,070	101.3
間伐材・林地残材等	2,744,774	3,029,178	284,404	110.4
製材等残材	1,808,006	1,711,924	△ 96,082	94.7
建設資材廃棄物 (解体材、廃材)	4,110,052	4,063,912	△ 46,140	98.9
輸入チップ・輸入丸太を用いて国内で製造	334,234	307,015	△ 27,219	91.9
上記以外の木材 (剪定枝等)	307,250	311,357	4,107	101.3

注：1 木質バイオマスエネルギーとは、木材チップ、木質ペレット、薪、木粉（おが粉）等の木質バイオマスの燃焼によって発生するエネルギーをいう。
 2 単位は絶対乾tである。絶対乾tとは、絶対比重（含水率0%）に基づき算出された実重量を指す。
 3 集計は、回答が得られた事業所の調査結果の単純横上げとした。

令和元年における木質粒状燃料(木質ペレット)の生産量等について

1. 生産総量等

令和2年8月31日、林野庁は、「特用林産物生産統計調査」により、令和元年の木質粒状燃料(木質ペレット)の生産量等を取りまとめ、公表した。それによれば、令和元年における我が国の木質ペレットの生産量は147・3千tとなった。

「材等」が増加した以外は、前年を下回った。

2. 内訳等

①令和元年における木質粒状燃料(木質ペレット)の生産量は前年から15・9千t増加して、147・3千t(対前年比112・1%)となった。②木質粒状燃料(木質ペレット)工場数は147工場と前年から7工場の減少となった。③生産された木質ペレットを用途別に見ると、燃料用としての生産がほとんどを占め、142・5千t(構成比96・7%)、農業用2・7千t(同1・8%)、工業用0・1千t(同0・1%)となっている。④また、原料手別に見ると、丸太・林地残材からの生産が63・3千t(構成比43・0%)、製材工場等残材からの生産が59・4千t(同40・3%)、建設発生木材が24・2千t(同16・4%)等となっている。⑤丸太・林地残材から生産されたものの樹種別内訳は、スギが38・1千t(構成比60・2%)、ヒノキが5・1千t(同8・1%)、トドマツ・カラマツ・マツ類等が18・6千t(同29・4%)、広葉樹・その他が1・4千t(同2・3%)となっている。⑥一方、令和元年における木質粒状燃料(木質ペレット)輸入量は、1,614千t(対前年比152・3%)となり、木質粒状燃料(木質ペレット)の自給率は前年の11・0%から8・4%に減少している。

「長期的土地利用あり方検討会」(農林水産省)開催

「荒廃が避けられない農地は計画的に森

林化(早生樹造林)―

8月24日、農林水産省は、第3回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を開催し、長期的な方向性が議論された。本検討会は、「本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について、検討を進めていく。」という趣旨。議論の概要は、次のとおり。農地集約などの政策努力を払っても農地として維持することが困難な土地に関しては、①放牧等によって農地を農地のまま維持することに努め②それが困難な場合、ビオトープ、鳥獣害対策緩衝帯など農地への復旧が容易な非農地への転換を図る③それでも荒廃が避けられない場合は、計画的に森林化を進めて、荒廃地が広がることを防ぐとした。荒廃農地を森林化する場合、20〜30年で収穫可能な早生樹(例えば、コウヨウゼン、センダンなどの樹種)を造成することが有効とされた。

再生困難な荒廃農地は、全国で10万〜20万haあるとされ、今後の人口減少等を見込めば、農地として守ることにこだわらず、森林化して、農林複合経営を進めるエリアとして里山林業を行うことも現実的な選択肢と考えられる。当該検討委員会は、議論を進め、今年度中にとりまとめを行う予定。

雑記帳

「日本の酒」のお話の続き。著者の坂口謹一郎氏は元東京大学教授、学士院会員、レジオンドヌール勲章受賞者で世界的応用微生物学の権威。明治維新以降、海外の技術がもてはやされ、昔からの日本酒造技術は遅れていると言われた。その酒造技術が科学的に研究され、実は合理的・先進的であることが明らかになった。日本酒は主食の米を原料に麴というカビ(デンプンの糖化)、酵母(糖の発酵)及び乳酸菌を利用して作られる。麴の利用については世界に誇る技術。麴菌は、「国菌」ともなっている。麴、酏、造りの工程毎に、その段階で活動する微生物の生育環境を最適にする水、精米度、蒸米量、温度・湿度、酸性度、酸素供給及びスケジューリング管理等々、優れた造酒システムであることが明らかになった。近代的酒造工場においても基本は変わらない。19世紀半、パストールが低温殺菌法を発表し世界の注目を集めたが、日本酒造工程ではその百年以上前から「火入れ」という同様の工程が実践されていた。スギ樽の効果については多少の防腐効果、酒に「木香」を付ける、微細構造が酒の熟成に好影響を与えるという。日本酒公定価格撤廃議論の際、「原料の米が公定で同一に係わらず造られる酒の値段に著しい差を付けるのは不合理」という説に対し著者が「同一の絵具とキャンバスを与えられたからといって出来上がった絵の値段が私とピカソと同一であったいいものか」と応酬した「とんち話」も紹介されている。日本酒党には一読をお勧めする。